

令和3年横審第37号

裁 決

漁船B漁船C衝突事件

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 c

職 名 C船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人cを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年4月15日06時45分

茨城県大津漁港南方沖合

2 船舶の要目

船種	船名	漁船B	漁船C
総トン数		4.9トン	4.9トン
全長		18.38メートル	17.65メートル
機関の種類		ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力		450キロワット	389キロワット

3 事実の経過

(1) Bの設備等

Bは、機船船びき網漁業に従事するFRP製漁船で、船体中央や後方に操舵室を有し、同室内には、魚群探知機、レーダー、GPSプロッター等の機器及び機関操作と舵をコントロールする遠隔操縦装置が装備され、操舵室後方左舷側に出入口があり、出入口外側の右舷側に台が設置され、その上に立って同室上部から頭を出して操船できるよう、操舵室上部にも操舵輪及び機関操作レバーが設置され、操舵室前方には、煙突、揚網設備、マスト等が装備されていた。

(2) Cの設備等

Cは、機船船びき網漁業に従事するFRP製漁船で、船体ほぼ中央に操舵室を有し、同室内には、魚群探知機、スキャニングソナー、レーダー、GPSプロッター等の機器及び自動操舵装置が装備され、天井に開口部があり、後部右舷側に台が設置され、その台の上に立って操船できるよう、操舵室上部に操舵輪及び機関遠隔操縦装置が設置されていた。

操業方法は、水深に合わせて調整した50メートルないし100メートルの曳網で、袖網の長さが約127メートル、袋網の長さが約27メートルの漁網を引き、船尾甲板に装備された揚網機で、船尾甲板最後部のローラーを経由して揚網するものであった。

(3) 本件発生に至る経緯

Bは、b受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.7メートル船尾1.6メートルの喫水をもって、令和3年4月15日04時15分大津漁港を発し、同漁港南方沖合の漁場に向かった。

ところで、b受審人は、Bが18ノットを超えて航走すると船首が浮上し、操舵室外側の台の上に立って前方を見ると、船首から左右両舷にそれぞれ約3度の範囲に死角（以下「船首死角」という。）が生じることから、平素、上体を左右に動かして船首方を見るなど、同死角を補う見張りを行っていた。

b受審人は、魚群の探索を行いながら陸地に沿って南下を続け、05時頃魚群を探知して操業を始め、3回投揚網を行った後、06時10分帰途に就き、往航時に通過した海域を經由する予定で北上を始め、06時41分半僅か前大津港南防波堤A灯台（以下「南防波堤A灯台」という。）から209度（真方位、以下同じ。）4.3海里の地点で、針路を024度に定め、23.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、台の上に立ち、操舵室上部から頭を出して手動操舵によって進行した。

b受審人は、06時43分半少し過ぎ南防波堤A灯台から210度3.5海里の地点に至ったとき、正船首1,000メートルのところにCを視認することができ、同船がトロールにより漁ろうに従事している船舶であることを示す形象物（以下「鼓形形象物」という。）を表示していなかったものの、同じ機船船びき網漁業に従事する漁船で、船首方向が変わらず、ほぼ漂泊した状態で乗組員が船尾甲板で揚網している様子から漁ろうに従事していることが分かり、その後Cに衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、往航時に通過したとき、この付近の海域には魚群がいなかったため、

同海域で操業している漁船はいないと思い、上体を左右に動かして船首方を見るなど、船首死角を補う見張りを十分に行わなかったの
で、このことに気付かなかった。

b 受審人は、Cを避けずに同じ針路及び速力で続航中、06時45分少し前船首至近にCを認め、機関を中立にし、続けて後進にかけたものの、及ばず、06時45分南防波堤A灯台から211度2.9海里の地点において、Bは、原針路のまま11.8ノットの速力になったとき、その船首がCの右舷中央部に前方から84度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北西風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

また、Cは、c受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、4月15日04時30分茨城県平潟漁港を発し、大津漁港南方沖合の漁場に向かった。

c 受審人は、漁場に到着し、05時30分頃鼓形形象物を表示しないまま操業を始め、06時40分衝突地点付近で、船首を120度に向け、機関を極微速力前進としてほとんど行きあしのない状態で揚網を開始した。

c 受審人は、船尾甲板上で甲板員と後方を向いて揚網中、06時43分少し過ぎ南防波堤A灯台から211度2.9海里の地点で、船首が120度を向いていたとき、右舷船首84度1,000メートルのところ
にBを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、平素、操業中に近寄ってくる船はいないので、接近してくる船はいないと思い、見張りを十分に行わなかったの
で、このことに気付かなかった。

c 受審人は、警告信号を行わず、間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとることもなく揚網を続け、Cは、船首を120度に向け、ほとんど行きあしのない状態で、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Bは、船首部に圧壊等を、Cは、右舷外板に亀裂等をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理され、c 受審人及びC甲板員がいずれも腰部打撲傷を負った。

(航法の適用)

本件は、大津漁港南方沖合において、航行中のBとトロールにより漁ろうに従事中のCとが衝突したもので、衝突地点は特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

本件当時、両船は互いに視野の内にあり、Cは操縦性能を制限する網を用いていたものと認められ、鼓形形象物を表示しないまま、ほとんど行きあしのない状態で揚網作業を行っていたものであるが、事実の経過で示したとおり、両船とも機船船びき網漁業に従事する漁船であり、BがCを視認してその動静を監視すれば、同船がトロールにより漁ろうに従事している船舶であると判断できたと認められることから、海上衝突予防法第18条を適用して各種船舶間の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、大津漁港南方沖合において、航行中のBが、見張り不十分で、トロールにより漁ろうに従事しているCを避けなかったことよって発生したが、Cが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

b 受審人は、大津漁港南方沖合において、帰航する場合、船首死角が生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのないよう、上体を左右に動かして船首方を見るなど、船首死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、往航時に通過したとき、この付近の海域には魚群がいなかったため、同海域で操業している漁船はいないと思い、船首死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路でトロールにより漁ろうに従事しているCに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、B及びC両船にそれぞれ損傷を生じさせ、c受審人及びCの甲板員を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

c受審人は、大津漁港南方沖合において、トロールにより漁ろうに従事する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、平素、操業中に近寄ってくる船はいないので、接近してくる船はいないと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するBに気付かず、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとることもなく揚網を続けて衝突を招き、B及びC両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自船の甲板員を負傷させるとともに、自らも負傷するに至った。

以上のc受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年9月6日

横浜地方海難審判所

審判官 大 北 直 明